

平成26年度第1回国立大学法人埼玉大学経営協議会議事要録

日 時 平成26年6月26日(木) 15:00～17:05
場 所 事務局第1会議室
出席者 山口学長、佐藤理事、齊藤理事、小見理事、吉澤理事
内海委員、小川委員、佐々木委員
欠席者 塩川委員、土肥委員、中井委員、福田委員
陪席者 佐藤監事、尾崎監事、中林副学長、伊藤副学長、川又副学長、細渕教育学部長、
坂井理工学研究科長、鈴木理学部長、重原工学部長

◎ 前回議事要録の確認

平成25年度第7回国立大学法人埼玉大学経営協議会(平成26年3月27日開催)議事要録(案)の確認が行われ、了承された。

◎ 埼玉大学の最近の動向について

学長から、配付資料に基づき、「強化戦略における取組」、「スーパーグローバル大学創成支援事業」及び「大学教育再生加速プログラム」の概要について説明があった。

◎ 報告事項

1 経営協議会委員からの意見への対応状況について

学長から、今後は経営協議会における意見等に対する対応状況について、本委員会にて報告していく旨説明があった。なお、平成25年度第7回経営協議会における意見等に対する対応状況については、次回の経営協議会で報告することとした。

2 会計監査人の選任について

小見理事から、本学の会計監査人として、有限責任あずさ監査法人が文部科学大臣から選任された旨報告があった。

3 平成25事業年度長期借入金償還状況について

小見理事から、平成25事業年度における長期借入金償還状況について、配付資料に基づき、報告があった。

4 平成26年度科研費の採択状況について

佐藤理事から、本学における科学研究費補助金の採択状況及び他大学との比較について、配付資料に基づき、報告があった。

5 平成25年度受託研究等の受入状況について

佐藤理事から、平成25年度受託研究等の受入状況及び他大学との比較につ

いて、配付資料に基づき、報告があった。

主な意見は次のとおり（○学外委員、●学内委員等）

○教員の中に、外部資金の獲得額が多い方が評価されるという認識はあるのか。研究を進めるためには、外部資金の獲得について学内での評価が高くならなければ、そういった動きは出てこないのではないか。

●教員も認識してきていること、研究分野により必要経費が異なるため、同じ物差しで測って良いかという議論はあるが、外部資金の獲得額を年俸制の業績給の判定基準の一つにしていくという考えがある旨説明があった。

●外部資金獲得の必要性は全教員が持ち始めていること、年々運営費交付金が削減されており、教員一人当たりの研究費が激減しているため、十分な研究を行うためには科研費が必要となる現状について説明があった。

◎ 審議事項

1 学長選考会議委員について

学長から、国立大学法人法及び国立大学法人埼玉大学学長選考会議規則に基づき、学長選考会議の概要及び委員の選出について説明の後、審議の結果、内海委員、小川委員、佐々木委員、土肥委員、福田委員の就任について了承された。

主な意見は次のとおり（○学外委員、●学内委員等）

○学校教育法、国立大学法人法の一部改正の前提となる中教審の大学分科会の審議を踏まえ、選考基準等について大学としてどこまで踏み込もうとしているのか。

●「学長の権限が強くなる」ということを、本学がどう考えていくのかという話であると理解しており、文部科学省から通知が来た後、徐々に明確にしていき、学長選考会議で依頼する段階までに大学としてのスタンスを確立していく旨説明があった。

○改正前の国立大学法人法における学長像は極めて抽象的な記載であり、従ってどう解釈、運用するかについてはそれぞれの学長選考会議に任せ、裁量の余地が非常に大きかった。改正後は「学長選考会議が定める基準により行う」という記載がされており、その基準を対外的に公表することを通して大学としてどういう人材を求めるのか、社会的な説明責任を果たすうえで明確となり、基準の定め方が各大学の個性を主張する論拠となる可能性がある。

2 平成27年度概算要求について

小見理事から、組織整備、特別経費（プロジェクト分及び基盤的設備等整備分）及び施設整備事業の各要求事項について説明の後、審議の結果、了承された。

3 平成25年度決算について

小見理事から、平成25年度決算の概要について説明の後、審議の結果、了承された。

主な意見は次のとおり（○学外委員、●学内委員等）

○学生数を減少すると授業料が減少し、結果として大学の収入が減少することにつながるのではないか。

●国立大学における学生定員の管理については、規定の学生定員を1割以上超えた場合、超えた分の授業料収入相当額の運営費交付金を国へ返納することとなる。本学では、すでに1割以上を超えた学部が存在しているため、平成25年度は定員超過を抑制したことなどから、学生数が減少したものである旨説明があった。

○外部資金が平成25年度に減少した要因は何か。

●科研費については積極的に獲得額の大きい種目への申請を推進した結果であり想定範囲内であるが、受託研究費・共同研究費については、採択件数に変化はないが昨年度、一昨年度と比較して獲得額の大きい研究が採択されなかった結果である旨説明があった。

4 平成25事業年度に係る業務の実績に関する報告書（案）について

川又副学長から、「平成25事業年度に係る業務の実績に関する報告書」（案）について、配付資料に基づき、説明の後、審議の結果、了承された。

主な意見は次のとおり（○学外委員、●学内委員等）

○中期計画を作成し、年度計画で達成していくという考え方は、大学の社会における役割が年々進化していくということであり、その点を社会に対して見える形にしていくことが大事である。現状の文書形式ではわかりづらく、要点をまとめた資料や主な事項については変化した点を可視化していく必要があり、社会に対するアピールをわかりやすくしていくことが重要である。

●8月に行われる文部科学省のヒアリング用に要点を取り出したポンチ絵資料を作成しており、公表を検討していること、また、昨年度のホームカミングデーにおいて、本学の近況を説明する資料を公表した事例がある。今後は、より積極的にそういった資料等の外部への公表を検討する旨説明があった。

○文字だけの資料では、地域や県民に対するアピールとしては弱い。メディアを集めて1年間の事業報告等を行い、メディアの取り上げ方から社会的・一般的な関心を確認して欲しい。また、メディアの先にいる受け手の反応を聞く手段を検討して欲しい。

●ステークホルダーを意識した見せ方を検討しており、マスコミへの報告の機会もぜひ前向きに検討したい旨説明があった。

◎ その他

1 年俸制の導入について

小見理事から、配付資料に基づき、年俸制の導入に関する本学の検討状況について説明があった。

主な意見は次のとおり（○学外委員、●学内委員等）

○摩擦が無いよう円滑な移行を重点的に考えて対応するため、年俸制への切り替え時に月給を前提に基本給が決定されるのは仕方がないと考えるが、年俸制においては基本給への反映が重要であり、切り替え後に実施する3年毎の評価については厳正に対処していくことがこの制度を効果的に運用するうえで重要であるため、業績給とともに考慮してほしい。

●切り替えの際は、基本的に現在の給与の直近上位を基準としていること、切り替え後に実施する評価については熟慮する旨説明があった

○自己を評価することは困難であるという意見がある。また、評価決定の過程を明らかにすべきという要望も出ている。人事に関わるため、全てを明らかにすることは困難であり、不服申し立ての業務が煩雑になってしまう。また、教員のコンセンサスを取り付けるのは困難であるため、年俸制は学長の強いリーダーシップの元に実施していくべきである。

●自己評価が難しいという意見はあるが、本人が、まずは目標を決定し自己評価を行い、次に専門分野の近い教員に当該自己評価に基づき評価させるよう検討中であること、研究重点教員の場合は、論文、外部資金、受賞、社会貢献等で、人材強化の教員の場合は、また別の尺度で評価基準を検討中である旨説明があった。

●教員は自己評価に積極的な者が多く、むしろ自己評価が甘い場合の対応を検討すべきであること、文部科学省が示している数値目標を本学としても目指すが、年俸制を拒否する教員を強制的に切り替えることはできないこと、また、新規採用分については年俸制を前提に採用を行う旨説明があった。

○管理職の評価能力が試されており、管理職の評価能力の低さにより、機能しない会社も多い。責任を取りたくない管理職が全員を同じ評価にしてしまう等といったことは職務放棄に等しい。その点についてマネジメントできるような体制作りが困難ではないか

●研究力の評価方法について、厳密にやっていくことは困難であり、まずはデフォルトを規定する議論をしっかりとする必要がある旨説明があった。

●現時点では業績評価方法については大卒のみの検討に留まっており、今後の作業では、部局毎の評価も関連するため、各部局長にも積極的に検討願いたい旨説明があった。

○10%（45人）と限定することは本筋と異なるのではないかと。年俸制を導入することで意欲が増して研究成果が上がるように、年俸制の対象者をどういう人にするか検討すべきではないか。また、年俸制になると給与が上がるかと勘違いしている教員も多いはずであり、誤解が生じないようにする必要が

ある。また、業績給が0になる可能性もあり、大きなショックを与えることにもなり兼ねない。年俸制が教員の意欲を引き出すことができるかについて慎重に検討する必要がある。

●10%という数字は文部科学省が決定した数字であること、「研究者の流動性を高める」、「教育研究の活性化につなげたい」、「ポストク問題の解決として、シニア教員に年俸制を導入して、早めにポストを開けてもらう」等の様々な背景が年俸制にあること、そのために全国の国立大学で一斉に導入する必要がある旨説明があった。なお、10%という数字ありきで議論を行ったが、大学として10%確保の方法については、「本学として大学改革・機能強化している部分に年俸制を導入する」という題目を立てていること、上記の方針で実施した場合の対象者の人数を検討し、対象となる教員のカテゴリーを広げた旨説明があった。また、年俸制導入により給与が増加すると捉えている教員は少なく、むしろ退職金等について不利になるのではないかと捉えている教員の方が多いこと、研究力が高く、年俸制対象者であると執行部が判断した教員には年俸制について詳細な説明を行うこと、年俸制を希望する教員が対象者に選ばれなかった場合への対応等、きめ細かな個別の対応が必要であると考えている旨説明があった。

以上